

◎新潟県告示第677号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

令和5年6月2日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
聖籠町	大字網代浜・亀塚・次第浜の一部	令和5年5月18日から令和6年3月31日まで